

発行所

株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

相続登記費用は必要経費不算入

Q : 相続により取得した不動産の登記費用は必要経費に算入されますか？

A : 必要経費には算入できないとの判決がなされています。

【解説】

相続により取得した賃貸用不動産の登記費用が必要経費になるかどうかで争われた審査請求事案がありますが、審判所は、家事上の経費に該当すると認めるのが相当として審査請求を棄却しています。

この事件は、賃貸用不動産を相続した審査請求人が、不動産登記にかかった登録免許税や司法書士の手数料を不動産所得の必要経費に算入できるとして減額更正の請求をしたところ、更正すべき理由はないとして請求が斥けられたことに起因します。

請求人は、贈与により取得したゴルフ会員権の名義書換料が取得費を構成するとして最高裁の判決からも登記費用が必要経費に算入されるのは明らかとして主張しましたが、判決では、引用した判決は譲渡所得から控除する取得費及び贈与により取得した資産の取得費についての解釈、適用を判示したものであり是認できず、不動産賃貸用土地に係る登記費用は家事上の経費に該当するとした大阪高裁の判決並びにこれを支持した上告審の最高裁の判決を踏襲すべきとして審査請求を棄却しました。

